

議 事 録

第 5 回

東村農業委員会総会

令和 2 年 5 月 2 5 日

東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年5月25日(月) 午後1時30分～午後3時30分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（6人）

1番(会長)	肥後豊光	2番(委員)	渡邊勉
3番(委員)	吉元博	5番(委員)	喜屋武美恵子
6番(委員)	比嘉昌太	7番(職務代理)	宮城善則

農地利用最適化推進委員（人）

金城良信	宮城哲也	外間一功
親泊康博	奥本弘幸	

4. 欠席委員：推進委員 金城良信、奥本弘幸
5. 議事録署名委員：2番 渡邊勉 6番 比嘉昌太
6. 書記：農業委員会事務局 新城浩也
7. 議案：議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第17号 農地利用集積計画書（案）に係る意見決定について
議案第18号 非農地証明願について

議長 それでは、ただいまより、令和2年第5回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者6名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、6番比嘉委員を指名致します。また、書記には、事務局の新城を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第15号から議案第18号までの議案4件となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号8について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字宮城サジ原地内農地の区分地上権の設定に係るもので、これについては、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要は無く、当該権利を有する者との間で賃貸借による設定をおこなっております。事務局といたしましては可という意見で提案します。なお、本案件については、次の議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号8との関連事項となっております。御審議の程よろしくお願い致します。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第15号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号8について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第15号の整理番号8について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5条一転①)

議長 次に、議案第16号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の整理番号8について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、営農型太陽光発電設備を設置するための賃貸借権設定による一時転用申請となっております。提出された営農計画どおり営農を行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては許可相当という意見で提案します。御審議の程よろしく申し上げます。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 8 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 16 号の整理番号 8 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5 条一転②)

議長 次に、議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 9 について、事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)
以上につきましては、字宮城美里原地内に電源開発(株)が発注した鉄塔の撤去工事を行うための資材置き場及び、工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとの事であります。事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。御審議の程よろしく申し上げます。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 9 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第 16 号の整理番号 9 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5条①)

議長

次に、議案第 17 号、農地利用集積計画書（案）に係る意見決定整理番号 7 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）

以上につきましては、賃貸借権設定による農地の利用集積を目的とするもので基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると判断致しました。事務局といたしましては可という意見で提案致します。御審議の程よろしくお願い致します。

（質疑なしの声あり）

議長

質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第 17 号、農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について整理番号 7 について、討論を省略し審議結果を「可」とすることに、異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長

異議なしとのことでありますので、議案第 17 号、整理番号 7 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

議長

次に、議案第 18 号、非農地証明願についての整理番号 4 について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書のとおり、読み上げて説明する。（内容省略）

以上につきましては、字川田上福地原地内の申請地は、農地法第 2 条第 1 項に規定される農地及び採草放牧地には該当しないと判断致しました。事務局といたしましては、「原野」という意見で提案いたします。御審議の程よろしくお願い致します。

（質疑なしの声あり）

議長

質疑なしとのことでありますのでお諮りいたします。議案第 18 号、非農地証明願についての整理番号 4 について、討論を省略し審議結果を「原野」と決することに、異議ありませんか。

（質疑なしの声あり）

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 18 号の整理番号 4 について、審議結果を「原野」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 5 回東村農業委員会総会を閉会致します。